

掛 川 市 公 告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第5項の規定に基づく地籍調査を行ったので、同法第17条第1項の規定によりその結果に基づいて作成された地図及び簿冊を下記のとおり一般の閲覧に供する。

なお、当該地図及び簿冊に誤り等があると認める者は、下記によりその旨を申し出ることができる。

令和6年10月29日

掛川市長 久保田 崇

記

1 地図及び簿冊の名称

下垂木・家代2工区の地籍図、地籍簿

2 閲覧期間

令和6年10月30日（水）から令和6年11月29日（金）まで

3 閲覧場所

掛川市役所総務部資産経営課

掛川市長谷一丁目1番地の1 掛川市役所4階

4 閲覧時間

午前9時から午後4時まで

5 申出

閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行ったものに対し、その旨の申出をすることができる。

6 請求

誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。